

## 障害者基本計画（案）についての日本自閉症協会の意見

- 「発達障害」の明記を求める。自閉症はじめとする発達障害があり社会生活に困難のある人（以下「発達障害者」）については、知的障害を伴う場合には療育手帳、伴わない場合には精神保健福祉手帳の対象となっているが、一般的な知的障害・精神障害とは異なる特別な支援を必要としている事への配慮がば見落とされる状態にある。発達障害にも該当する項目では「知的障害」「精神障害」だけでなく「発達障害」を明記していただきたい。例えば、Ⅲ 1（1）「知的障害者又は精神障害者による成年後見制度の…」を「知的障害者，発達障害者，精神障害者による…」に。Ⅲ 1（4）も同様。Ⅲ 4（1）「精神障害者の雇用…」を「精神障害者，発達障害者の…」に。Ⅲ 4（3）「精神障害に関する事業主等の理解…」を「精神障害，発達障害等に…」に。Ⅲ 8（3）「知的障害によりコミュニケーションに…」を「知的障害，発達障害により…」に。
- 「意思決定の支援」の必要性が各項目に明記されていることは重要である。
- 心理職は発達障害者支援において重要な専門職である。Ⅲ 1（5）「人材の確保」に「心理職」を加えていただきたい。
- Ⅲ 5（3）「コミュニケーション支援」に、発達障害者への意思疎通支援の人材育成について、支援方法の開発と促進を加えていただきたい。
- 「発達障害者支援センターとの連携を図る」ことを、Ⅲ 3（1）（2）教育における発達障害児への合理的配慮、成長記録、指導方法の研究、教職員の専門性の確保等に関して、またⅢ 4雇用・就労支援に関して、加えていただきたい。また相談支援等における発達障害者への支援の専門性を高めることも発達障害者支援センターの役割に加えて頂きたい。
- 成年後見制度については、審判が後見類型に偏るなど運用の見直しが必要であると共に、障害者権利条約では意思決定支援の仕組みとするよう求められている。Ⅲ 8（2）「成年後見制度の適切な利用の促進に向けた…」を「成年後見制度における意思決定支援の在り方を検討すると共に、その適切な運用の促進に向けた…」に改めていただきたい。
- 「ペアレントメンター」は重要な支援方法であり、Ⅲ 1（3）に加えて頂きたい。
- 学校教育になじみず民間のフリースクール等に通う発達障害児等に対して、教育費の支援策を検討していただきたい。

住所 東京都中央区明石町6-22 築地622

メール [asi@autism.or.jp](mailto:asi@autism.or.jp)

電話 03-3545-3380

団体名・担当者名 社団法人日本自閉症協会 担当理事 柴田洋弥

字数制限 1000字

送信先

<https://form.cao.go.jp/shougai/opinion-0010.html>